

令和 7 年度 第 9 回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和7年度第9回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和7年12月24日(水) 14:00~14:40	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 4 村上 浩司 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員	8 田中 正彦		
出席者 総 数	出席委員 6名		
事務局 職 員	事務局長 角田 周平 書記 小山内 紘介 書記 岡原 健郎		
傍聴者	無し		
議事録 署名委員	1番 山田 隆見 2番 下河内 昭博		
提出議題	議事 諸報告 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第40号 非農地証明の申請について 議案第41号 農地利用集積等促進計画原案の意見聴取について 協議事項		

1 開会

事務局長 定刻になりましたので、只今から令和7年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和7年度の第9回目の総会となります。

本日の総会出席者数は9名中欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議長 年末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今年最後の総会となります、1年間ありがとうございました。引き続きよろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございました。これから議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしくお願いいたします。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては1番の山田委員と2番の下河内委員を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、岡原、小山内の3名の書記を指名します。

3 諸報告

議長 日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

事務局 本日審議する事案について説明します。
1つ目は、農地法第3条の許可申請について。
2つ目は、農地法第4条の許可申請について。
3つ目は、農地法第5条の許可申請について。
4つ目は、非農地証明の申請について。
5つ目は、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について。
以上です。

議長 日程第4の議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

事務局 議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。
令和7年12月24日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、A

住所、江田島市大柿町大原、職業、無職。

譲渡人、B

	<p>住所、鹿児島市谷山中央、職業、会社員。 所在地、大柿町●●字○○番、合計面積は 286 m²。</p> <p>申請理由は所有権移転で、譲受人は「以前から当該農地の管理を任されており耕作してきた。この度、譲渡人から農地の譲渡について相談を受け、合意したため無償で譲り受ける。所有権移転後は、引き続き自家消費用の野菜類を栽培する。」</p> <p>譲渡人は「平成 2 年に相続により取得したが、遠方に居住しており、適正な管理ができないため、親族である譲受人に無償で譲り渡す。」</p> <p>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。</p>
議 長	1 番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員は説明をお願いします。
中福委員	現況は譲受人が既にきれいに耕作をされており、問題はないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手
議 長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事 務 局	関係委員がおりますので退席をお願いします。 番号 2、譲受人、C 住所、江田島市沖美町是長、職業、農業。
	<p>譲渡人、D 住所、愛知県長久手市砂子、職業、無職。 所在地、沖美町●●字○○番外 7 筆、合計面積は 3,368 m²。</p> <p>申請理由は所有権移転で、譲受人は「以前から当該農地を利用権により賃貸借契約を結んで耕作していたが、この度売買により譲り受ける事となった。所有権移転後はこれまでどおり花卉を栽培する。」</p> <p>譲渡人は「高齢で遠方に居住しており適正な管理ができないため有償で譲り渡す。」</p> <p>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。</p>

議長	2番の案件につきまして、関係農業委員の川尻委員の意見を伺いたいと思います。
川尻委員	事務局が説明した通り、間違いありません。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事務局	番号3、譲受人、E 住所、江田島市沖美町是長、職業、農業。 譲渡人、F 住所、安芸郡府中町、職業、無職。 所在地、沖美町●●字○○番、合計面積は1,136 m ² 。
	申請理由は所有権移転で、譲受人は「以前から当該農地を利用権により賃貸借契約を結んで耕作していたが、この度売買により譲り受ける事となつた。所有権移転後はこれまでどおり花卉を栽培する。」
	譲渡人は「高齢で遠方に居住しており適正な管理ができないため有償で譲り渡す。」
	農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議長	3番の案件につきまして、関係農業委員の川尻委員の意見を伺いたいと思います。
川尻委員	こちらも事務局の説明の通り間違いありません。よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。

議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事務局	<p>番号 4、借人、G 住所、江田島市大柿町飛渡瀬、職業、農業。</p> <p>貸人、H 住所、江田島市江田島町津久茂、職業、会社員。 所在地、江田島町●●番、合計面積は 1,016 m²。</p> <p>申請理由は賃借権の設定で、借人は「農地の規模拡大を検討していたところ、賃人から申し出があり合意に至ったため有償で借り受ける。借受後はイチジクを栽培する」</p> <p>貸人は「当該農地を相続により譲り受けたが、適正な管理ができないため有償で貸す。」</p> <p>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。</p>
議長	4 番の案件につきまして、関係農業委員の山田委員の意見を伺いたいと思います。
山田委員	この農地は、今イチジクが植わっており、随分年数が経っているようで木も大きく育っている状況です。そこを借りて耕作するということで問題ないかと思います。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。 以上で 3 条の審議を終わりまして、議案第 38 号、農地法第 4 条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 38 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。 農地法第 4 条の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。</p> <p>令和 7 年 12 月 24 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号 1、申請人氏名、I、 住所、江田島市沖美町美能。 所在地、沖美町●●字○○番、合計面積は 295 m²。 登記簿地目、畠、現況、宅地。</p>

申請理由は「所有地を整理するため自宅周辺の土地を調査したところ、農地法の許可を取得しないまま自宅及び駐車場として転用していたことが判明した。この度、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」

以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議長 この1番の案件につきましては、関係農業委員の川尻委員の意見を伺いたいと思います。

川尻委員 事務局の説明した通り問題ないかと思います。よろしくお願ひします。

議長 御意見、御質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可といたします。

以上で4条の審議を終わりまして、議案第39号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。

令和7年12月24日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、J

住所、江田島市能美町高田。

譲渡人、K

住所、大阪市大正区泉尾。

所在地、能美町●●字○○番、合計面積、581m²。

申請理由は所有権の移転で、譲受人は「約20年前に農地法の許可を受けないまま祖父が当該農地を無償で借り受け資材置場として転用していた。この度、所有権移転について合意が得られたため始末書を添えて転用申請する。」

譲渡人は「亡き父が、譲受人の祖父に農地法の許可を受けないまま貸し付けていた。この度、所有権移転について合意が得られたため、始末書を添えて有償で譲り渡す。」

御審議をお願いします。

議長 この案件につきましては、関係委員である田中委員欠席のため事務局は説明をお願いします。

事務局	12月16日に田中委員、藤田推進委員、峰尾推進委員と事務局2名で現地確認を行いました。現況は長年資材置場として利用されており農地としては利用されていませんでした。周辺の農地に影響はないかと思います。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。 以上で5条の審議を終わりまして、議案第40号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案40号、非農地証明の申請について。 農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。 令和7年12月24日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。
	番号1、申請人氏名、L、 住所、広島市佐伯区城山。 所在地、江田島町●●字○○番○外1筆、合計面積は2,021m ² 。 申請理由は「亡き母が、昭和59年に相続により当該地を取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができず山林化してしまった。法務局に地目変更登記を行うため申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議長	この案件につきましては、関係農業委員である山田委員の意見を伺いたいと思います。
山田委員	周辺農地は一体として山林化しており問題ないかと思います。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。 以上で非農地証明の審議を終わりまして、議案第41号、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について、事務局は説明をお願いします。

事務局	<p>議案第41号、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、江田島市長から農用地集積等促進計画原案の意見聴取について依頼があったので、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和7年12月24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号1、所在地 能美町●●字○○番_、現況地目、畠、合計面積1,465m²、貸手氏名、M、住所、能美町鹿川、権利の種類、所有権、借手氏名、N、住所、能美町鹿川、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、畠、始期 公告日の翌日、終期 令和17年12月31日、借賃、年額30,000円、支払い方法 機構による口座振替。農地中間管理機構による転貸です。</p> <p>番号2、所在地 江田島町●●番_、現況地目、畠、合計面積1,007m²、貸手氏名、P、住所、江田島町大須、権利の種類、所有権、借手氏名、Q、住所、江田島町幸ノ浦、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、畠、始期 公告日の翌日、終期 令和17年12月31日、借賃、年額72,000円、支払い方法 機構による口座振替。農地中間管理機構による転貸です。</p> <p>番号3～15、所在地 大柿町●●字○○番_ 外12筆、現況地目、畠、合計面積14,614m²、貸手氏名、R、住所、広島市中区、権利の種類、賃貸借権、借手氏名、S、住所、呉市中央、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、畠、始期 公告日の翌日、終期 番号3～9、令和10年12月31日 番号10～15、令和20年12月31日 Sからの権利移転によるものです。借賃、年額146,140円、支払い方法 機構による口座振替。農地中間管理機構による転貸です。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	本議案について、何か御意見等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この案件について、賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で賛成といたします。 以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程5の協議事項について、事務局は何かありますか。
事務局	・今年度第2回の農地相談会（1月21日（水）沖美市民センター）を開催します。下河内委員・室元委員・尾上推進委委員・藤田推進委員に出席依頼をしています。